

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 ○ 三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令……………市町村支援・防災教育プロジェクト 1 頁

訓 令

三 重 県 訓 令 第5号
教 委 訓 第5号
三 重 県 議 会 訓 令 第2号
三 重 県 監 査 委 員 訓 令 第1号

庁 中 一 般
局 内 一 般
三 重 県 議 会 事 務 局
三 重 県 監 査 委 員 事 務 局

三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。
平成17年7月5日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦
三 重 県 教 育 委 員 会 教 育 長 安 田 敏 春
三 重 県 議 会 議 長 田 中 覚
代 表 監 査 委 員 鈴 木 周 作

三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令

三重県庁舎防火等管理規程 昭和41年

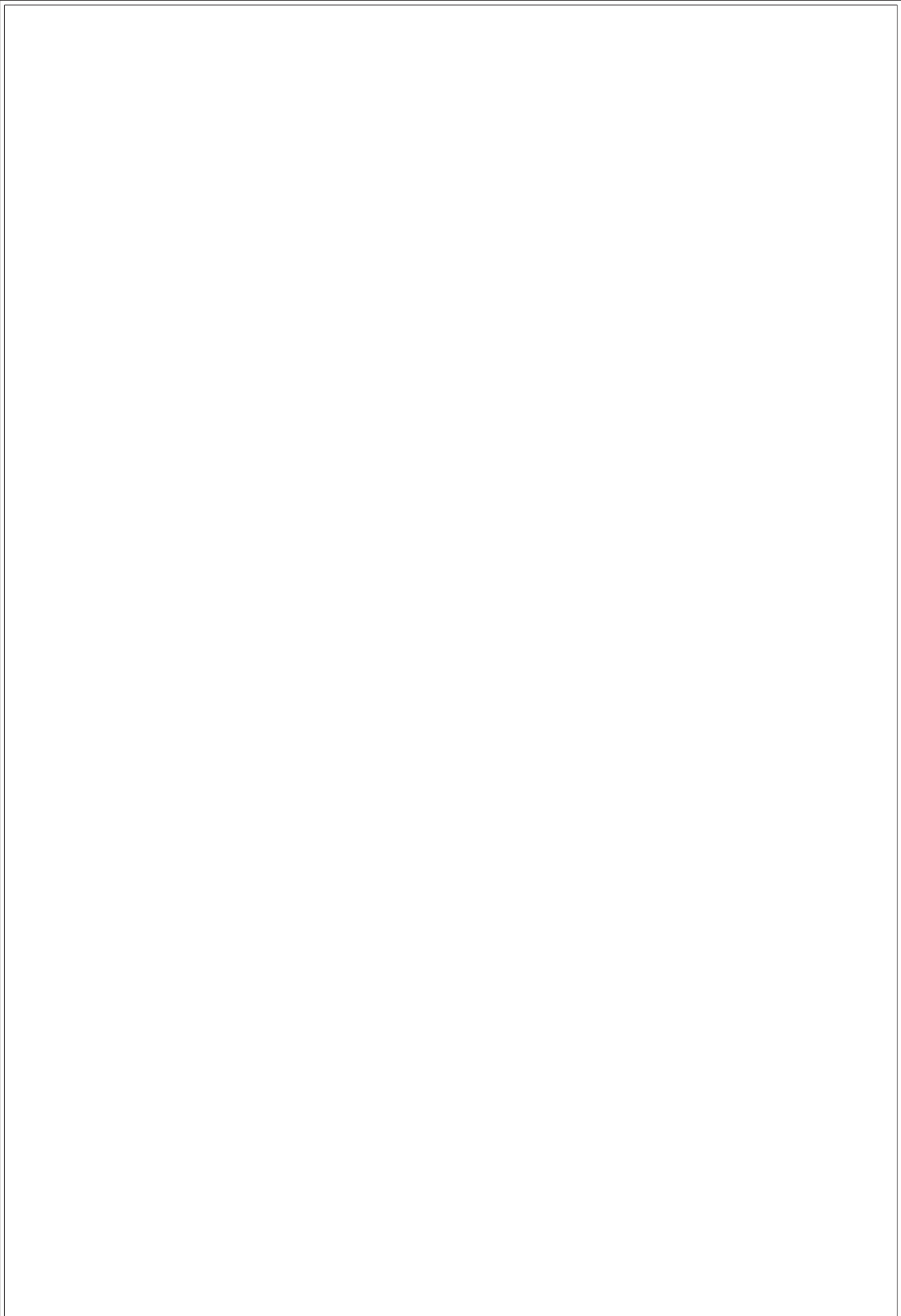
〔	三 重 県 訓 令 第20号	〕
	三 重 県 議 会 訓 令 第1号	
	教 委 訓 第4号	
	三 重 県 警 察 本 部 訓 令 第6号	
	三 重 県 人 事 委 員 会 訓 令 第1号	
	三 重 県 企 業 庁 訓 令 第8号	
三 重 県 監 査 委 員 訓 令 第1号		

の一部を次のように改正する。

別表第2の1階分隊の項中「法務・文書室長」を「会計支援室長」に、「企画・資金グループリーダー」を「出納・資金グループリーダー」に、「出納・調達グループリーダー」を「契約調整グループリーダー」に、「検査・相談Ⅰグループリーダー」を「財務電算グループリーダー」に、「5」を「4」に、「法務・文書室主査」を「会計支援室検査・相談Ⅰグループリーダー」に、「10」を「6」に改め、同表2階分隊の項中「東紀州活性化・地域特定プロジェクト推進監」を「情報企画室主幹」に、「市町村合併室長」を「市町村財政室主幹」に、「交通室長」を「交通室主幹」に改め、同表4階分隊の項中「監査室長」を「地域福祉室長」に改め、同表7階分隊の項中「防災教育プロジェクト推進監」を「市町村支援・防災教育プロジェクト推進監」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。



発 行
津 市 広 明 町 1 3 番 地
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷
森 田 印 刷 株 式 会 社